

---

◎議案第 37 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第 2、議案第 37 号 松崎町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（齋藤文彦君） 議案第 37 号は、松崎町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についてであります。

詳細は担当課長をして説明します。

（企画観光課長 高橋良延君 説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○5 番（藤井 要君） これは、先ほどの関連みたいなものということで解釈しますけれども。

この平成 12 年頃からということになっておりますけれども、これは、2700 万円、町内では平成 12 年以降、対象になった物件というか、設備投資、そのような案件はありますか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） ちょっと古いものについては、ちょっとすみません。手元に資料がございませんので、お答えできませんけれども、昨年度の課税の内容につきましては、1 件だけ店舗の改装と大規模の改装というのがございましたので、そちらの方が 2700 万円以上の申告が出ております。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○6 番（福本栄一郎君） ちょっとお伺いします。先ほど、全員賛成で議決になった議案第 36 号の松崎町半島振興対策実施にかかる条例、これは、松崎町が伊豆半島、入っていますね。

それから、今回の審議の議案第 37 号、松崎町過疎地域自立促進、残念というんですか、松崎町は過疎地域に指定されていますよね。こういった場合、両方が適用になるんですか、その辺を教えてください。

○企画観光課長（高橋良延君） こちらは、両方適用になるということはありません。それぞれ、例えば対象業種にしても半島振興法では、情報サービス業というのが過疎の適用と違って追加される業種です。それぞれ同じ業種でありましても、取得価格については、半島振興法は 500 万円以上、過疎法は 2700 万円以上、取得価格ということですので、そちらは有利な方の選択と・・・、もし、同じ条件、過疎法の方までクリアしていれば、過疎法の方は課税免除

になりますので、そちらの方を適用していただくという形になろうかと思えます。

○6番（福本栄一郎君） ちょっと確認ですけれども、固定資産税ですから、当然土地・家屋・償却資産、償却資産は購入金額で評価がくると思うんですけれども、これは、設備投資というのは、土地・家屋については、投資額ですか、それとも評価・・・、評価にいきますね。家を建てる場合。その辺はどちらかを教えてくださいませんか。評価額の方ですか、それとも投資金額ですか、どちらですか。

○窓口税務課長（齋藤 聡君） こちらの方は取得価格になりますので、評価額ではございません。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第37号 松崎町過疎地域自立促進対策に伴う固定資産税の特例措置に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---